

富山県生涯学習情報提供ネットワークシステム利用登録機関規約

(趣旨)

第1条 この規約は、富山県生涯学習情報提供ネットワークシステム管理運営要綱（以下「管理運営要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき、利用登録機関が富山県生涯学習情報提供ネットワークシステム（以下「とやま学遊ネット」という。）を利用する際に、必要な事項を定めるものです。

(規約の範囲)

第2条 この規約は、利用登録機関と、富山県民生涯学習カレッジ（以下「県民カレッジ」という。）との間で、とやま学遊ネットに係る一切の關係に適用します。

(利用時間)

第3条 管理運営要綱に準じます。

(利用料)

第4条 とやま学遊ネットの利用料は無料とします。ただし、利用に必要な機器に関する費用及び通信費用等は、すべて利用者の負担とします。

(利用登録機関の機能)

第5条 利用登録機関は、とやま学遊ネットの管理者（以下「管理者」という。）が付与したID及び自ら設定したパスワードを用いてログインし、学習情報を登録することとします。

学習情報登録機能により、利用登録機関は、当該機関からの「お知らせ」や、当該機関が関係する「学習機会」「イベント」等の情報を、とやま学遊ネットに直接登録できます。

(利用登録機関の申請と受理)

第6条 利用登録を受けようとする機関の長は、次に掲げる事項を記載したインターネット申請または利用登録申請書（様式第1号）を管理者に提出することとします。

(1) 機関の名称及び所在地

(2) その他管理者が必要と認める事項

2 管理者は、前項の申請が適当と認められる場合は、登録するとともに登録した旨を当該申請者に利用登録通知書（様式第2号）により通知することとします。

(登録事項の変更)

第7条 利用登録機関の長は、利用登録通知書の内容を変更しようとするときは、変更登録申請書（様式第3号）を管理者に提出することとします。

2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、当該登録内容の変更の登録をすることとします。

(登録の抹消)

第8条 利用登録機関の長は、利用登録機関としてのとやま学遊ネットの利用を中止したときは、利用中止届出書（様式第4号）を管理者に提出することとします。

2 管理者は、前項の届出書の提出があったときは、登録を抹消することとします。

(ID及びパスワードの管理と責任)

第9条 利用登録機関は、ID、パスワードの使用及び管理についてすべての責任を持つものとします。

2 ID及びパスワードを利用して行われた行為の責任は、当該ID及びパスワードを保有している利用登録機関の責任とみなします。

3 利用登録機関は、ID及びパスワードを他の第三者が使用したことによって当該利用登録機関及び関係者が被る損害などについて責務のすべてを負担するものとします。

(学習情報の登録、取扱)

第10条 生涯学習情報の登録に当たっては、プライバシーの保護に留意し、個人に関する情報の取扱いに十分配慮することとします。

(禁止事項)

第11条 とやま学遊ネットの利用に際して次の行為を禁止します。管理者は、次に該当する行為が行われたと判断した場合、当該利用登録機関の了承を得ることなく使用停止とすることがあります。

- (1) 営利を目的とした利用またはこれに類する行為
- (2) 政治的宣伝活動及び宗教的宣伝活動またはこれらに類する行為
- (3) ID及びパスワードの不正使用
- (4) 入力されている情報の改ざん
- (5) 前条の規定に違反し、または違反のおそれのある行為
- (6) その他、法令に違反し、または違反のおそれのある行為

(免責及び損害賠償)

第12条 管理者は、とやま学遊ネットの利用により発生した利用者の損害に対し、いかなる責任も負いません。

- 2 利用登録機関が、とやま学遊ネットの利用により第三者に損害を与えた場合は、当該利用登録機関の責任と費用をもって解決することとします。
- 3 利用登録機関が、故意若しくは重大な過失により、またはこの規約に違反して、県民カレッジに損害を与えた場合は、当該利用登録機関に損害賠償を求めることができることとします。

(細則)

第13条 この規約に定めるもののほか、とやま学遊ネットの利用について必要な事項は、管理者が別に定めます。

(専属的合意管轄裁判所)

第14条 とやま学遊ネットの利用に関し、利用登録機関と管理者の間で訴訟の必要が生じた場合、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この規約は、平成9年3月1日から施行します。

附 則

改正後の規約は、平成15年4月25日から適用します。

附 則

改正後の規約は、平成16年1月1日から適用します。

附 則

改正後の規約は、平成20年4月1日から適用します。

附 則

改正後の規約は、平成21年3月1日から適用します。

附 則

改正後の規約は、令和4年3月1日から適用します。